

山梨県地域保健医療計画の中間見直しについて

1 医療計画の概要

- ・都道府県は、医療法第30条の4の規定に基づき、医療提供体制の確保を図るための計画（＝地域保健医療計画）を定めることとされている。
- ・現行の計画（第8次地域保健医療計画）は令和5年度末に策定。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間。

○計画の主な記載内容

- ・ 二次医療圏等の設定、基準病床数の算定
- ・ 5疾病、6事業（※）及び在宅医療に関する事項

5疾病
 ・がん
 ・脳卒中
 ・心筋梗塞等の心血管疾患
 ・糖尿病
 ・精神疾患

6事業
 ・救急医療
 ・災害医療
 ・へき地医療
 ・周産期医療
 ・小児医療
 ・新興感染症対応

- ・ 地域医療構想

※現行の地域医療構想は、医療計画の一部としての位置付けだが、R8年度に策定する「新たな地域医療構想」は、医療計画から抜き出し格上げされる。

- ・ 医師確保計画及び外来医療計画（両計画は地域保健医療計画の一部として策定）

2 医療計画の中間見直しについて

- ・医療法において、在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には、本計画を変更するものとされており、令和8年度に中間見直しを行う必要がある。
 - ・また、県計画に基づき、計画内で指標（数値目標）を設定している項目についても、中間評価を行い、このうち5疾病6事業に係る記載事項等については、今後国から発出される指針等に基づき、必要に応じて見直しを行う。
 - ・令和7年度末に国から示される「医療提供体制の確保に関する基本的な方針」、「医療計画作成指針」等に基づき、外部有識者で構成するワーキンググループ等における協議、他の行政計画との調整などを行いながら、素案の策定を進める。
 - ・素案については、パブリックコメント（県民意見提出制度）を実施するとともに、関係団体への意見照会を経て、医療審議会にて審議・承認いただく。
- ※中間見直しは、項目やポイントを絞って行う。二次医療圏の設定など、新たな地域医療構想の策定を踏まえ検討すべき内容については、令和12年度からの第9次医療計画に反映することとされているため、次期計画策定時見直し予定。

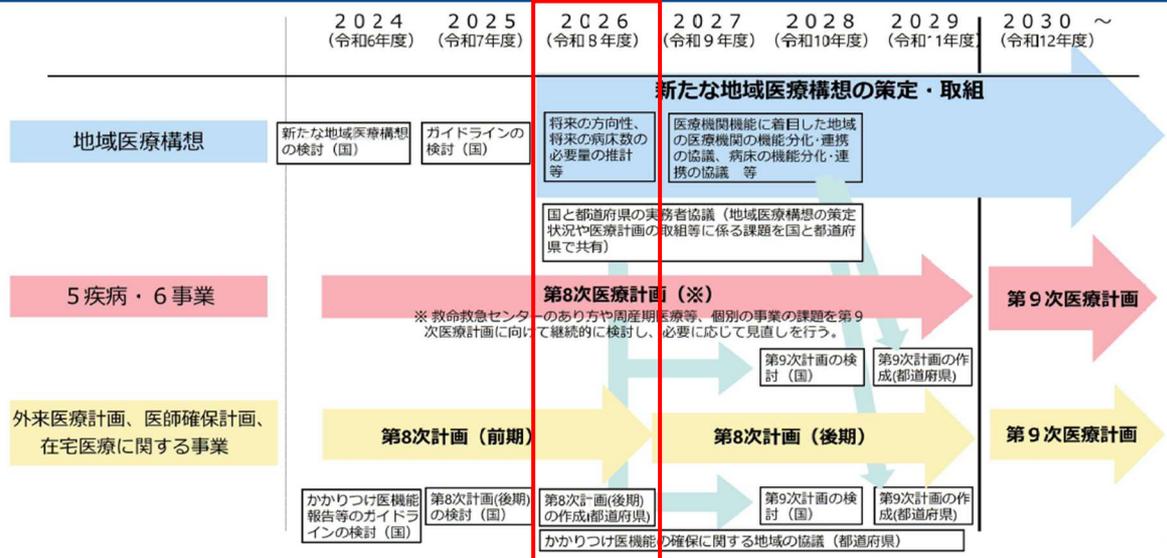
3 中間見直しに係る今後のスケジュール

- 令和8年3月 医療審議会において、中間見直し概要について報告
- 同 5月 医療審議会において、見直しの方向性及び体制について諮問、承認
- 以降11月迄 各検討組織において、中間評価や見直し内容について協議
- 同 12月 各検討組織において、中間見直し（素案）の決定
- 令和9年1月 県民・各関係団体に対し、パブリックコメント、意見聴取
- 同 3月 医療審議会において、中間見直し（案）の諮問、承認、計画改定

令和6年12月3日新たな地域医療構想等に関する検討会資料(一部改)

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



(参考) 厚生労働省 令和7年7月24日第1回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料